

定 款

第1章 総 則

(商号)

第1条 当社は、株式会社リベルタと称し、英文では LIBERTA CO., LTD. と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 下記物品の卸売及び小売り並びに輸出入
 - (1) 光学・電気通信・理化学・事務用・厨房用・消防用各機械器具、医療衛生機器、印刷用機器、健康器具
 - (2) 家具、室内・車内装飾品、喫煙具、美術工芸品、紙製品・紙工品、建築用金物
 - (3) 絵画用、園芸用、写真用、荷造用各材料
 - (4) スポーツ用品、玩具、文房具、インテリア用品、楽器、化粧品、メイク用品、装飾雑貨、時計、服飾雑貨及び日用品雑貨
 - (5) 自動車、自動車部品、オートバイ用品、自転車、電動自転車、スクーター
 - (6) 衣料、衣料用繊維製品、装身具、装身装飾品、宝石、貴金属製品、毛皮並びに革製品
 - (7) 食品、食肉加工品、加工食品、農産物、水産物、乳製品、パン、菓子類、瓶・缶詰
 - (8) 飲料、酒類
 - (9) その他前各号に関連する物品
2. テレビ、インターネット、雑誌、カタログ、ラジオ等による通信販売事業
3. インターネットによる情報提供サービス
4. オリジナル商品、化粧品、医薬部外品の企画、製造、販売
5. 各種イベントの企画、制作、運営
6. 飲食店等の各種店舗の経営
7. 輸入手続の事務代行業

8. マーケティング等コンサルティング業務
9. 外国芸能人、タレント、著名人等の招聘
10. 労働者派遣事業
11. 古物売買及びその仲介業
12. 倉庫業
13. 上記各号に附帯関連する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都渋谷区に置く。

(公告方法)

第4条 当社の公告は、電子公告より行う。

- 2 やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第5条 当社の発行可能株式総数は、800万株とする。

(自己株式の取得)

第6条 当社は、取締役会決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。

(単元株式数)

第7条 当社の1単元の株式数は、100株とする。

(単元未満株主の権利制限)

第8条 当社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第9条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。
- 3 当社の株主名簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式並びに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。

(株式取扱規則)

第10条 株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式又は新株予約権に関する取扱い及び手数料、株主の権利行使に際しての手續等については、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

(基準日)

第11条 当社は、毎年12月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

- 2 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、予め公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者とする。

第3章 株 主 総 会

(招集)

第12条 定時株主総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。

(招集権者及び議長)

第13条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、予め取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。

- 2 株主総会においては、取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、予め取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。

(電子提供措置等)

第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- 2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(議決権の代理行使)

第15条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。

- 2 前項の場合には、株主又は代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当社に提出しなければならない。

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第309条第2項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議事録)

第17条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録する。

第4章 取締役及び取締役会

(取締役会の設置)

第18条 当社は、取締役会を置く。

(取締役の員数)

第19条 当社の取締役は、3名以上とする。

(取締役の選任)

第20条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任については、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第21条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- 2 増員により、又は補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第22条 代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。

- 2 代表取締役は、会社を代表し、会社の業務を執行する。
- 3 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定し、又必要に応じ、取締役会長1名及び取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、予め取締役会において定めた順序により、他

の取締役が招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第24条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

(取締役会の決議の方法)

第25条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第26条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

(取締役会の議事録)

第27条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役が記名押印又は電子署名する。

(取締役会規則)

第28条 取締役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規則による。

(取締役の報酬等)

第29条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第30条 当社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除すること

ができる。

- 2 当社は取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第5章 監査役及び監査役会

(監査役の設置)

第31条 当社は、監査役及び監査役会を置く。

(監査役の員数)

第32条 当社の監査役は、3名以上とする。

(監査役の選任)

第33条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。

- 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第34条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- 2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤監査役)

第35条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第36条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

(監査役会の決議の方法)

第37条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会の議事録)

第38条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

(監査役会規則)

第39条 監査役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規則による。

(監査役の報酬等)

第40条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第41条 当社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

- 2 当社は監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第6章 会計監査人

(会計監査人の設置)

第42条 当社は会計監査人を置く。

(会計監査人の選任)

第43条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第44条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- 2 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第45条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第7章 計 算

(事業年度)

第46条 当社の事業年度は、毎年1月1日から12月31日までとする。

(期末配当金)

第47条 当社は、株主総会の決議によって毎年12月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。

(中間配当金)

第48条 当社は、取締役会の決議によって、毎年6月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金

の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。

（期末配当金等の除斥期間）

第49条 期末配当金及び中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。

2 未払の期末配当金及び中間配当金には利息をつけない。

名称	定款		平成16年6月8日制定
			平成30年9月13日改訂
改訂状況	改訂No.	改訂年月日	主な改訂内容
	1	平成19年6月12日	表紙の削除 表題、各章毎の書式変更 第1条文面の訂正 第3条(本店)→(本店の所在地) 第4条(公告の方法)→(公告方法) 文面の訂正 第5条(会社が発行する株式の総数)→(発行可能株式総数) 文面の訂正 第6条追加 以下各条項ナンバーの変更 第7条(株式の譲渡制限に関する規定)→(株式の譲渡制限) 条文改定 第8条～第10条2改定 第11条定時総会→定時株主総会 毎決算期→毎事業年度終了後 他、文面の訂正 第12条(議長)→(招集権者及び議長) 条文改定 2を追加 第13条(決議権の・・・)→(議決権の・・・) 条文改定

			<p>2を追加 第14条(決議)→(決議の方法) 条文改定 2を追加 第15条追加 第16条追加 第17条(取締役及び監査役の員数)→(取締役の員数) 条文改定 第18条(取締役及び監査役の選任)→(取締役の選任) 条文の改定 3を追加</p>
	2		<p>第19条(取締役及び監査役の任期)→(取締役の任期) 条文改定 3, 4削除 第20条(代表取締役及び業務執行)→(代表取締役及び約役付締役) 条文改定 4削除 第21条(取締役会)→(取締役会の招集権及び議長) 条文改定 2, 3, 4削除 第22条～第25条追加 第26条(報酬)→(取締役の報酬等) 監査役、退職慰労金削除 報酬→報酬等 旧定款第25条削除 第5章追加 第27条～第32条追加 第33条(営業年度)→(事業年度) 営業年度→事業年度 年1期削除 第34条(利益配当)→(期末配当金)</p>

			条文改定 第35条追加 2追加
3	平成20年6月8日		第6条削除 以下各条項ナンバーの変更 第7条3株券喪失登録簿削除 第8条が発行する株券、種類並びに、株券喪失登録簿削除
4	平成23年2月1日		第2条7列揃え 8→22 8～22追記
5	平成23年8月18日		第9条3月31日→12月31日 第32条4月1日→1月1日 翌年3月31日→12月31日 第33条3月31日→12月31日
6	平成25年11月5日		第5条800→800万 第28条削除 以下各条項ナンバーの変更
7	平成28年2月18日		第2条22→23 22追加
8	平成30年4月26日		第4条官報→日刊工業新聞
9	平成30年9月13日		第4条日刊工業新聞→官報 第7条2公告する削除 第26条及び2追加 以下各条項ナンバーの変更 第27条監査役会追加 第31条～第35条及び第37条追加 以下各条項ナンバーの変更
10	2019年6月28日		(目的)第2条の更新
11	2019年11月11日		第6条 新設 以下乗数繰り上げ 第6条 新設 第7条 新設 以下乗数繰り上げ 第8条 3項 、株券喪失登録簿を追加 第9条 株券喪失登録簿を追加
12	2020年7月22日		株式上場に伴う変更。詳細は株主総会招集通知書

			議決権の代理行使に関する参考書類を参照
13	2022年3月28日		第14条 会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）により導入される株主総会資料の電子提供制度に伴う改定
14	2023年3月2日		<p>下記附則の削除 （附則）</p> <p>1 変更前定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び変更後定款第14条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日（以下「施行日」という。）から効力を生ずるものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第14条はなお効力を有する。</p> <p>3 本附則は、施行日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>